

# スキー場における新型コロナウイルス対応ガイドライン

(令和3年12月27日改正)

一般社団法人 日本スノースポーツ&リゾート協議会

## はじめに

スノースポーツとスノーリゾートのファンの皆さま！  
今年も安心して楽しんでいただけるよう、業界一丸となってあらゆる面で安全対策を実施してお待ちしております。

スノースポーツは雪山の大自然の清浄な環境の中で楽しむ個人スポーツで、三密になりにくいですが、移動、ゴンドラやリフト、レッスン、宿泊、食事、休憩等にまでしっかり安全対策を実施し、お客様にもご理解ご協力を頂くことでさらに安心して楽しんでいただくことを心がけます。今こそ心身ともにリフレッシュしましょう！

日本スノースポーツ&リゾート協議会は、下記の安全対策ガイドラインを策定しています。

## ガイドライン策定にあたっての考え方

スノースポーツ自体は本来身体的距離が保たれているものであるが、スキー場では人と人が接触する場面もあることから、安心してスノースポーツを楽しんでいただくため、当ガイドラインを作成した。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言（2020年5月4日）を踏まえ、スキー場に来ていただいてからお帰りいただくまでの動線に沿ってリスクの所在、濃淡を検討するとともに、関係する団体のガイドラインも参考にし、関係省庁の助言もいただきながら作成したものである。同提言の「各業種に共通する留意点」に沿って、いわゆる三密対策は当然であるが、入口等への消毒液の設置、マスク等の着用、換気、施設の消毒に重点を置いた措置をそれぞれの段階でとっていただき感染リスクを極力低減することを目指している。更に、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言の感染のリスクが高まる「5つの場面」に則り、スキー場における飲食やマスクなしの会話の場面、更衣室等の「切り替わり場所」についても注意を向けることとしている（別紙参照）。今後も状況の変化などに対応し必要な見直しを行ってゆきたい。

## リスク評価

スキー場の関係者は、変異株の出現や感染拡大も踏まえ、屋外・屋内を問わず密集・密閉・密接のいずれも避けるように努めるとともに、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②エアロゾル（マイクロ飛沫）感染と③飛沫感染のそれぞれについて、従業員及びお客様の動線や接触等を考慮した上でリスクの所在、程度を把握し、そのリスクに応じた対策を検討する。また、④地域における感染状況もリスクとして考慮しておく必要がある。

### ① 接触感染のリスク評価

ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することがあります。

【接触感染リスクのある場面】

- 感染した人が触ったモノの表面に、別の人が触れる場面
  - ・ 案内カウンター、テーブル・椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、廊下・階段の手すり、両替機、チケット販売機、自動販売機のボタンなど
  - ・ トイレ：便座、ドアノブ、トイレペーパーホルダー、水栓レバー
- 感染した人が使用した備品等を別の人が使用する場面
  - ・ 電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具
- 感染した人の唾液や鼻汁、排泄物のついたゴミを処理する場面
  - ・ ごみ箱に廃棄されたマスク、ティッシュ、使用済みのアメニティグッズ
  - ・ レストランでの下膳時、使い終わった食器・残滓の処理時
- お客様と従業員の間で、物品等を受け渡しする時やお預かりする場面
  - ・ レンタルスキー・ボード・ウェア・シューズ
  - ・ 手荷物の預かり

## ② エアロゾル感染のリスク評価

一般的には1メートル以内の近接した環境において感染するが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、長時間滞在しがちな、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがある。

### 【エアロゾル感染リスクのある場面】

- 歌を歌う、大声を出す、激しい息をするなどにより、エアロゾルが発生しやすい場面
  - ・ 出演者やお客様が大きな声を出す室内イベント
- 多くの方が密集している空間
  - ・ 団体到着時、利用者集中時のロビー他屋内施設内
  - ・ スキースクールの座学時の教室内
- 換気が不十分で、発生したエアロゾルが留まりやすい密閉空間
  - ・ 普通索道搬器内
  - ・ 窓のない飲食施設
  - ・ 更衣室、公共浴室内
  - ・ 換気の不十分な従業員休憩室

## ③ 飛沫感染のリスク評価

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

### 【飛沫感染リスクのある場面】

- 従業員とお客様、お客様同士、従業員同士が対面する場面
  - ・ 手荷物預かり時
  - ・ 対面でのチケット販売・購入時
  - ・ 索道乗車口、チケット売り場等での待ち行列

- ・ 索道乗車時の従業員の改札、案内、乗車支援、安全確認行動等
  - ・ 普通索道（ロープウェイ、ゴンドラ）搬器内
  - ・ 特殊索道（チェアリフト等）乗車時の隣のお客様との会話
  - ・ スキースクールでのインストラクターの指導時
  - ・ コインロッカー室
  - ・ 救護所内での応急手当等
- お客様や従業員がマスクを外す場面、飲食などマスクを外して会話をする場面
- ・ レストランでの飲食時
  - ・ 従業員食堂・休憩室での飲食時
  - ・ 洗面所での歯磨き、うがい、メイク時
  - ・ 喫煙室での喫煙時
  - ・ 更衣室内（マスクを外した会話）
- ④ 地域における感染状況のリスク評価
- スキー場が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の影響について考慮する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。以上にかんがみ、日頃から、国の事務連絡や都道府県の措置・指針を十分確認するとともに、また、必要に応じてスキー場所在地の都道府県と相談する。

## 具体的な感染予防対策

### 1. 索道関係

#### （1） 共通事項

感染予防のため、すべてのお客様に次のことをお願いします。

- ・ 受付時や乗車待ちの列にいる場合には間隔をあける。スキー場事業者は、列に並んでいるお客様の間隔がわかるよう、一定距離間隔で「目印」を設置する等、身体的距離の確保に努める。
- ・ チケット販売時の対面を避けるため、券売機でのチケット販売、スマートフォン等を利用したデジタルチケット（事前予約）等を活用する。
- ・ 乗車中もしくは近くに他のお客様やスキー場関係者等がいる場所では、マスク、ネックウォーマー又は手袋（以下、「マスク等」という）を着用したままにする。（マスクの着用が不適切な幼児等を除く）
- ・ 乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えめにいただき、チェアリフトの場合は極力前方を向いたままで座っていただく。
- ・ 搬器内の密集を防ぐため搬器の乗車人数を制限する場合があることについてご理解をいただく。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域通知サービスの利用をと利用者のQRコード読取を推奨する。（携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させる

ため、「電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨する。

## (2) 特殊索道

- ・ 改札係員、乗客係員はマスク等を着用する。
- ・ 運行終了後に落下防止バー、手すり等の消毒をすることが望ましい。(運行中は危険)

## (3) 普通索道

- ・ 改札係員、乗客係員はマスク等を着用する。
- ・ 搬器は可能な場合は窓を開ける、換気扇を運転するなどによりなるべく常時換気する。
- ・ 搬器内では、アナウンス・掲示等でお客様に会話を控えるよう要請する。
- ・ 搬器内では全てのお客様にマスク等の着用を要請する。(マスクの着用が不適切な幼児等除く)
- ・ 搬器内の手すり等多くの人々が接触する箇所は、運行開始前または運行終了後に定期的に消毒する。

※索道におけるその他の感染予防対策については、一般財団法人日本鋼索交通協会の定めるガイドライン <http://www.niko-kyo.or.jp/> に従う。

## (4) 発券所

- ・ チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- ・ チケット、金銭等を受け渡しする際には、キャッシュレス、受け皿での受け渡し等による非接触型に努める。
- ・ 券売所のスタッフは、定期的に手指消毒を行う。いつでも必要に応じて手指消毒ができるよう、券売所内にアルコール消毒液等を設置する。

## 2. レストラン、売店、レンタル等

### (1) 共通事項

- ・ 係員は常に正しくマスクを着用する（品質の確かな、できれば不織布）。お客様と対面で接する頻度が多い場合は、マスクを着用した上でフェイスシールドやゴーグルを使用することが望ましい。(ただし、フェイスシールドはマスクの代用にはならない)  
マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
- ・ 施設の入口に消毒液を常備し、施設を利用する前に手指消毒をするよう、掲示や係員の声かけで促す。
- ・ レジには、係員とお客様との間に飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- ・ 施設内でBGMを流す場合は、音量を控え、会話の声が大きくなるよう配慮する。

### (2) レストラン この部分は飲食店のガイドラインを準用してください。

接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従うが、その感染防止対策としては以下のことを推奨する。

- 発熱、咳、風邪の症状などで体調がすぐれないお客様の利用はお断りする。
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限。同時に多くのお客様が食事をし、密集が生じることのないよう、飲食施設内の人数制限や予約制等を導入する。
- 同一テーブルでの飛沫感染を予防するため、座席配置等について、以下のいずれかの対策を行う。尚、所在事業所の地方自治体の指導を優先する。
  - 1) 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低 1 m 以上確保できるよう配置する。
  - 2) 1) の実施が困難な場合は、テーブル上にパーティション等を設置し、相対する人との間の飛沫を防止する。
- お客様には、飲食時以外はマスクを着用し、マスクを外している時は会話を控えるよう掲示や係員の声かけにより注意を促す。
- 利用後のテーブルは、表面を消毒剤で清拭消毒してから次のお客様を案内する。
- 以下のいずれかの方法により、飲食施設内の換気を徹底する。
  - 1) 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m<sup>3</sup>）を確保する。
  - 2) 常時 2 方向の窓を 10～20cm 程度開ける、または 30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。※換気時には、暖房を併用して、室内温度が 18℃を、湿度が 40%を下回らないよう換気を調整する。  
※換気設備を利用する場合は、適切な換気が行われていることを確認するため二酸化炭素濃度測定器を室内に設置し、室内 CO<sub>2</sub> 濃度が 1,000ppm 以下になるよう換気を行う。  
※ HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も推奨する。
- ビュッフェ方式の飲食施設では、以下のいずれかの方法により感染予防対策を行う。
  - 1) ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代える  
■ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、
    - 2) 料理を小皿に盛って提供する
    - 3) スタッフが料理を取り分ける
    - 4) お客様ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする
    - 5) お客様にビュッフェの料理を取る前と取った後に手指消毒をすることを徹底する
    - 6) 料理を取る際に、お客様に使い捨て手袋を提供する場合は、一度使用した手袋はその場で裏返して外して捨て、テーブルの上に置いたり、再利用することのないよう注意喚起する。
- 下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- 下膳やテーブル等の消毒をする際に使用した使い捨て手袋は、直ちに廃棄し、再利用しない

### (3) レンタルショップ

- ・ レンタルスキー・ボード、ポール、ブーツ、ヘルメット等については、返却後に消毒剤を使って消毒してから、次のお客様に提供する。
- ・ ウェアは返却後、消毒・乾燥を強く推奨する。
- ・ 手袋、ゴーグル、ネックウォーマー、靴下、ニット帽等の小物で、消毒や洗濯が困難なものはレンタルの対象としない等の措置をとることを強く推奨する。

#### (4) 更衣室、休憩所等の屋内共用施設

更衣室、休憩所等は、密集によるエアロゾル感染や、マスクを外した状態での会話による飛沫感染が発生しやすいことから、以下の感染予防対策を実施する。

- ・ 更衣室、休憩所内では、着替え等でマスクを外す時や飲料・軽食を摂る時以外は、常にマスクを着用し、マスクを外している時は会話を控えるよう、掲示やアナウンスを徹底する。
- ・ 更衣室、休憩所の換気を徹底する。(飲食施設内と同様の方法)
- ・ 更衣室、休憩所内の密集を防止するため、同時利用人数を必要に応じて制限する。
- ・ 喫煙室は、同時利用人数を制限するとともに、喫煙室内でのマスクを外したままでの会話や携帯電話への応答は控えるようお客様に要請する。
- ・ トイレでは、手洗いを徹底するとともに、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルの設置を推奨する。
- ・ 共用施設内の定期的かつこまめな消毒を行う。消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を参照する。

・ 以上の項目に加えて、レストランの感染防止策については、「外食業の事業継続のためのガイドライン ( <https://www.seiei.or.jp/chuoukai/syoukai.html> )」、売店の感染防止策については「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン (<https://japanretail.or.jp>) を参照すること。

### 3. パトロール隊

- ・ パトロール隊員は常にマスク等を携行し、救助活動をする際には臨機応変に着用するものとする。
- ・ 救助活動で使用した備品 (車両を含む) は使用后消毒する。

### 4. スキースクール

#### (1) 施設全般

- ・ スキースクール施設内は、飲食施設に準じた換気を行う。
- ・ スキースクール内の備品 (イス、机、筆記用具等) や高頻度接触箇所は、定期的に消毒を行う。
- ・ スキースクール内では、お客様同士が一定の距離 (できるだけ 2m を目安に最低 1メートル) を保てるスペースを確保する。

- ・ 施設内では、係員・お客様ともにマスクの常時着用を要請する。

## (2) 受付

- ・ 係員はマスクを常に正しく着用する。
- ・ スクールの入口にアルコール消毒液を設置し、お客様および係員に手指消毒を促す。
- ・ お客様の検温および健康状態の確認をする。発熱や咳、けん怠感、嗅覚・味覚障害等の感染が疑われる症状が確認された際は入校をお断りし、施設内の隔離スペースに案内するとともに、医療機関、受診・相談センターに相談する。
- ・ 事前予約のお客様には、各人の健康確認のお願いと、当日発熱等の風邪症状や嗅覚味覚障害等が確認された際は入校をお断りする可能性があることを説明しておく。
- ・ 受付での飛沫予防対策として、受付係員とお客様の間にアクリル板等のパーティションを設置する。
- ・ レッスン料の支払いは、非接触型での決済方法を推奨する。

## (3) 集合場所

- ・ 屋外屋内を問わず、一定の距離が保てるスペースを確保する。
- ・ 屋内で待ち列が生じる場所では、一定間隔の目印を床・地面に設置するよう努める。

## (4) レッスン

- ・ インストラクターは、屋内でのレッスンや説明等の際は常時正しくマスクを着用する。屋外（ゲレンデ）でのレッスンでは、マスク着用又はネックウォーマーの類を口鼻まで上げて着用する。
- ・ お客様の立ち位置及びインストラクターの立ち位置は、状況に応じて、他の滑走者に対しての安全が確保されると思われる範囲で距離を保つことを推奨する。
- ・ トレーンの際には、受講するお客様同士が十分な間隔を保って滑走するよう、インストラクターが状況を確認し、近づき過ぎた場合には距離を取るよう指導・助言する。
- ・ 初心者、初級者、子供へのレッスンにおいては、濃厚接触に対して更なる留意を行う。特に呼気を近づけない事に留意する。また、共有する用具等については、留意事項を関係者と協議する。
- ・ 教育旅行等のグループレッソンは、学校、主催者の意向に留意する。

## (5) 屋内ミーティング

- ・ 換気を徹底する。(上記6頁2.(2)参照)
- ・ 屋内ミーティングにおいては、インストラクター、受講者ともに常時正しくマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- ・ 教育旅行等においては、実施について学校、主催者の意向に留意しつつ、屋内施設における基本的な感染予防対策を確実に実施する。

(6) 屋内休憩

- ・ 屋内休憩の際、飲料・軽食を摂る時以外は、常にマスクを着用し、マスクを外している時は会話を控えるよう受講生に徹底する。
- ・ 休憩所の換気を徹底する。(飲食施設内と同様の方法)
- ・ 休憩所内の密集を防止するため、同時利用人数を必要に応じて制限する。

(7) インストラクターの滞在及び健康管理

- ・ インストラクターは、当日のレッスンの有無にかかわらず、検温及び健康チェックを毎日実施する。
- ・ レッスンのある日は、宿舎を出る前に検温と体調確認を行い、発熱等の体調不良の場合は、宿舎の自室に留まり、スキースクールの責任者または衛生・健康管理責任者に報告して指示を受けるとともに、医療機関、受診・相談センターに相談する。
- ・ インストラクターが宿泊滞在する場合、宿舎では個室利用を推奨する。
- ・ 宿舎内においては当該宿舎の感染予防ガイドラインに従い、健康管理及び生活環境に十分留意する。
- ・ インストラクターは、「感染リスクの高まる5つの場面」を避けるよう最大限の努力をする。スキースクールの管理責任者は、インストラクターが業務外においても「感染リスクの高まる5つの場面」を避けるよう、必要な指導と管理を行う。

(8) 感染疑い事案発生時の対応

① お客様の感染疑い

- ・ 万一、発熱や咳、けん怠感など、感染の疑われるお客様がいる場合、別室でマスクを着用して待機し、外に出ないようにお願いする(同行者も同様)。なお、呼吸困難を訴える場合は、早急な病院受診を勧めるか、或いは救急要請を行う。
- ・ 他のお客様と区分して待機する場所・部屋等を決めておく
- ・ そのお客様と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する
- ・ 医療機関、受診・相談センターに連絡し、感染の疑いのあるお客様の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
- ・ 当日のお客様名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ・ 施設内の他のお客様への情報提供は、保健所の指示に従う

② 勤務中の従業員の感染疑い

- ・ 業務中に発熱、咳、その他の新型コロナウイルス感染を疑われる症状の出た従業員は、直ちに業務から外し自宅または宿舎の自室待機とし、医療機関、受診・相談センターに相談する。
- ・ 直ちに受診をすることができない場合には、職場において本人の同意を得て抗原簡易キ



ットを使用する。ただし、従業員の具合が悪い場合は検査結果にかかわらず医療機関を受診するなど必要な対応をとる。

※抗原簡易キットの購入にあたっては、

- 1 連携医療機関を定めること
- 2 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
- 3 国が承認した抗原簡易キットを用いること

が必要

- ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

- ・発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員の健康状態を毎日確認する。症状に改善が見られない場合は、医療機関や受診・相談センターへの相談を指示する。
- ・従業員の体調不良や同居家族の感染による自宅待機が、当該従業員の負担や経済的な損失につながることをないよう、就業規則等の社内規程およびそれらの運用において配慮する。

### ③ 感染疑い事案発生への備え

- ・発熱等、発症が疑われる際の医療関係との連携を確認しておく。
- ・発熱等、発症が疑われる際の隔離体制を確認しておく。

- (9) その他スクール運営に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00049.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00049.html))」などを参照すること。

5 宿泊施設 この部分は、宿泊施設のガイドラインを準用してください。

#### (1) 留意すべき基本原則

- ・宿泊者来院時、並びに宿泊中の健康状態の確認(発熱の有無、体調の確認など)
- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離(できるだけ2 mを目安に(最低 1 m))を確保する。
- ・感染防止のための宿泊客の整理(チェックイン・アウト時に密にならないように対応)
- ・ロビー、大浴場、食事処、レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- ・入口及び施設内の消毒液の常備
- ・マスクの着用(従業員及び宿泊者、入館者に対する周知)
- ・施設及び客室の換気

※法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、又は常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）。必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下を維持することも望ましい。乾燥する場面では、湿度40以上を目安に加湿する。

- ・ 施設内の定期的な消毒
- ・ 宿泊客への定期的な手洗い、消毒の要請
- ・ 従業員の毎日の検温、健康チェック

#### （2）各エリア、場面の共通事項

- ・ 他人と共有する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最小限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する、または使い捨てにするなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場合は、距離を保つ又はアクリル板、透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ・ 宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置する。
- ・ 宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る。
- ・ 自社バスでの送迎の場合は、換気、マスク着用、密集しないよう人数を制限して対人距離を確保すること、会話の自粛を要請すること等を徹底して運行し、使用後のバスについては消毒を徹底する。

（3）各エリアの留意点については、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン <https://www.seiei.or.jp/chuoukai/syoukai.html>」を参照すること。

### 従業員に関する対策

新型コロナウイルス感染症から従業員の健康と安全を守るとともに、感染した従業員からお客様や他の従業員への二次感染を予防するために、従業員の日常生活を含む感染予防対策を全社で実行することがとりわけ重要である。

具体的には、以下の対策をとる事を推奨する。

#### (1) 衛生・健康管理責任者の設置

#### (2) 従業員の毎日の体温測定、健康チェック

従業員は、就業日以外も含めて、毎日体温を測定し、体調を確認する。

#### (3) 体調不良時の自宅待機と管理責任者への連絡

出勤前に発熱や体調不良が見られる場合は、出勤を見合わせ、衛生・健康管理責任者に連絡を取ってその指示を受ける。

#### (4) 同居家族等の感染、濃厚接触者と判定された場合の自宅待機

同居する家族等が陽性となった場合、または従業員本人が濃厚接触者と判定された場合は、衛生・健康管理責任者に報告の上、自宅待機とする。

(5) 始業時における健康状態の確認

発熱や体調不良が見られる場合は、直ちに勤務から離れ、衛生・健康管理責任者に報告し、その指示を受ける。

(6) 従業員の日常生活における感染予防行動の徹底

従業員は、日常生活や通勤時においても感染予防行動を徹底するよう指導・要請する。特に以下の「感染リスクの高まる5つの場面」を避けるよう周知する。

(場面1) 飲酒を伴う懇親会等

(場面2) 大人数や長時間におよぶ飲食

(場面3) マスクなしでの会話

(場面4) 狭い空間での共同生活

(場面5) 居場所の切り替わり

(7) 事務所および従業員休憩室、業務車両等における感染予防対策の徹底

- ① 事務所内は、窓開けか空調により常に外気を導入して換気する。
- ② 他の従業員との身体的距離を常に確保する。
- ③ 事務部門等では、可能な限りテレワークを推奨し、会議・打ち合わせ等もオンラインで行う。
- ④ 事務所内では対面の着座を避けた座席配置をくふうする。事務所スペースの都合で、対面で着席せざるを得ない場合は、デスク上にアクリル板等でパーティションを設置する。
- ⑤ 事務所内で多くの人が触れる箇所や飛沫防止のパーティション、複数の従業員が共同で使用する備品等は、定期的に消毒剤で拭き取り消毒する。
- ⑥ 就業前、就業中の定期的な手洗い・手指消毒を徹底する。
- ⑦ 休憩室等は、利用時間をずらすなどにより、室内が混雑しないようにする。
- ⑧ 休憩室等は、窓開けか空調により常に外気を導入して換気する。
- ⑨ 休憩室等では、お互いが適切な距離を確保し、対面で座らないよう座席を配置する。
- ⑩ 休憩室等では、飲食時以外はマスクを着用し、会話をする場合も、必ずマスクを着けることを徹底する。
- ⑪ 休憩室等で食事をする場合、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、対人距離をできるだけ2m（最低1m）確保する。十分な距離が確保しにくい場合は、テーブル上や隣席との間にアクリル板等でパーティションを設置する。
- ⑫ 洗面所等でのマスクを外した歯磨きやうがい、メイク等の際は、他の従業員と十分な距離を空け、会話を控える。
- ⑬ 感染リスクの高い喫煙室は、同時に利用できる人数を制限し、喫煙室内での会話や携帯電話での通話を控えるよう徹底する。
- ⑭ 休憩室等に設置されているテーブル、いす、自動販売機、給湯機等は、定期的にアルコール等による清拭消毒を行う。
- ⑮ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。
- ⑯ 業務車両内でも換気、マスク着用、対人距離の確保、会話の自粛を徹底し、使用後の車両内

を消毒する。

(8) 寮などで集団生活を行う従業員の感染予防対策の徹底

従業員が寮などで集団生活を行う場合は、従業員間でのクラスター感染リスクが高いため、寮内の換気、個室や食事時、共同浴室以外でのマスク常時着用、マスクを外した状態での会話の自粛、定期的な手洗い・手指消毒の徹底、食堂テーブルでのパーティション設置などの基本的な感染予防対策を確実に実行するよう、必要に応じて衛生・健康管理責任者が確認・指導を行う。

また、寮内において「感染リスクの高まる5つの場面」を避けることを徹底する。

寮を使用する場合にはワクチン接種を推奨するとともに、接種が難しい者はPCR検査による陰性証明等を活用できる仕組みを検討する。

(9) 従業員に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA および地域アプリ)のダウンロードと利用を推奨する。

(10) 従業員に対する定期的なPCR、抗原検査の実施を検討する。

・執務スペースでの留意点については、上記に加え、「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」([https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040\\_guideline1.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html))を参照すること。

(注) 5 宿泊施設の部分は全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟による「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」(<https://www.seiei.or.jp/chuoukai/syoukai.html>)を引用した。